

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号：34435

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17239

研究課題名(和文)SSWによる軽度知的障害、発達障害児・者へのひきこもり予防支援方法論の構築

研究課題名(英文)Mild intellectual disability by SSW, construction of methodology to support withdrawal to children with developmental disorders

研究代表者

山中 徹二(Yamanaka, Tetsuji)

大阪人間科学大学・人間科学部・助教

研究者番号：90712430

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：軽度知的障害や発達障害のある、ひきこもりの方々の中には、他の生活課題を複合的に抱えている場合もある。また、これまでの生活の中で特別支援教育や生活支援を受けていない人たちも多く存在することから、早期からの支援が求められる現状が明らかとなった。また、スクールソーシャルワーク(以下、SSW)への調査では、見え辛い障害であるが故に、親の障害受容過程が長期に渡ることや、生活課題を抱えていることにより、親は子どもの障害に向き合うことが難しい状況にあることがわかった。早期支援には、SSWの生活支援と特別支援教育が系統的な連携を行い、子どもや親、そして教員へのサポートも含む支援体制を整備する必要がある。

研究成果の概要(英文)：In some people with mild intellectual disabilities and developmental disabilities, some people with hikikomori may have other living tasks in a complex way. Also, as there are many people who have not received special support education or living support in their lives, it became clear that the situation was requested from early support. Also, in the survey of school social work (hereinafter referred to as SSW), because parents' disability acceptance process is long-standing and living subjects are lacking, parents are obliged to make children's disabilities. It turned out that it was difficult to face each other. For early support, SSW's daily living support and special support education systematically collaborate, and it is necessary to improve the support system including support for children, parents and teachers.

研究分野：社会福祉

キーワード：スクールソーシャルワーク 障害の気づき 障害の指摘 障害受容の過程 生活支援 ひきこもり

1. 研究開始当初の背景

(1) ひきこもり状態にあり、現状に対しての改善を望むなど、相談意欲のある当事者やその家族に対する精神保健医療の視点での援助方法研究は存在するが、ひきこもり早期予防としての相談ニーズのない軽度知的障害や発達障害のある子ども達へのスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)の支援での方法論研究は見当たらない。

(2) 「見えにくい障害」と言われる発達障害や軽度の知的障害の子どもが、学齢期や高等学校在籍中に特段の支援を受けずに進学や卒業している現状がある。その見過ごされた状況から、社会に居場所がなく、ひきこもりとしての課題が表出することがある。

学校の対応の遅れには、子どもやその親への働きかけが行われていなかったということだけではなく、何らかの働きかける動きがあったことも考えられる。特に学校での特別支援教育をはじめとする個別対応に結びつかない理由として、障害のある児童生徒の支援を行うには、親の同意がなければ動けないため(兵藤 2011)、その対応には子どもの「障害」に対する親の「受容」が前提として求められる。子どもの障害に対する何らかの「気づき」はあったとしても、そのことが親にどのように受け止められているのが、適切な支援を提供するにあたって非常に重要な事項になる。

2. 研究の目的

(1) ひきこもりは日本国内に 70 万人と推計されている。その中には発達障害、軽度知的障害のあるケースが多く含まれていると報告されており、その社会的対応が求められている。学校卒業後のひきこもり支援に関して早期予防支援の必要性を確認することを目的に、ひきこもり支援を実践する支援機関から、早期支援の必要性と現状の取り組みを把握し、学校との連携の必要性を検討する。

(2) 学校での障害の気づきから、学校スタッフとして継続的に配置校で活動する SSW が親や子どもの障害受容の状況を確認する中で、どのような視点やかかわりが求められるのかを検討する。

以上、二つの目的から研究を進めた。以下 3 と 4 の項目においても、その記載する内容は (1) (2) に則した記述内容となっている。

3. 研究の方法

(1) 本研究の基礎的調査として、ひきこもり支援機関における実践の視点と方法に焦点を当て、軽度知的障害児者や広汎性発達障害の「ひきこもり支援における現状と課題」「ひきこもり予防支援における特有の支援視点や方法」について把握、検討を行った。

子ども若者のひきこもり支援に携わる支援者で 5 年から 30 年の支援活動経験を有する 9 名に対しインタビューを実施した。ソ-

シャルワーカーとして活動している社会福祉士は 5 名、精神保健福祉士は 1 名、また、社会福祉関係者だけでなく、様々な分野の視点から援用可能な支援視点を見出す目的から、臨床心理士 1 名、元学校教員 1 名、精神科医師 1 名からも聞き取りを行った。

質問内容は ひきこもり支援での軽度知的障害や発達障害のある方への支援の現状や方法について、現状からみて、その方々に必要だったと思う予防的な支援はどのようなものかを考える。以上大きく 2 点について確認するための面接を実施した。

インタビュー内容は逐語録にまとめ、修正版グラウンテッド・セオリー・アプローチ(M-GTA)の手法を援用し分析を行った。

ひきこもり地域支援センターや子ども若者総合相談センター、各自治体で NPO などと協働し支援を展開しているところは、主に既にひきこもり状態になった子どもや若者への支援が中心となっている。本研究のように「予防」に主眼を置いた支援は見当たらないことから、その視点に立った際に求められる支援プロセスを明らかにすることが必要と考えた。また、ひきこもり支援の実践者が必要と考えるソーシャルワークによる予防支援のあり方を明らかにする目的からも、この分析手法が有効であると考えた。

分析のプロセスにおいては、研究者の恣意性を排除する目的から、筆者以外の研究職やひきこもり支援に携わる実践者の方々にご協力いただき、研究会を開催する中で、概念の抽出や理論飽和化の作業にご協力をいただいた。

(2) 二つ目の調査研究では、SSW を対象に、教職員が学校現場において子どもの障害に気づきがあったとしても、支援に結びつかない現状があることに対して SSW が成しうることは何なのかを把握し、子どものニーズに基づく支援を実施する SSW のあり方を明示する。

方法としては、配置校を中心に活動する SSW 10 名に対し、半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。この調査では学校現場における子どもの障害の気づきから、子どものニーズに基づく SSW の支援のあり方を検討する。

分析方法は、質的データ分析法(佐藤 2008)の「帰納的アプローチ」を参考に進めた。

4. 研究成果

(1) 基礎的調査からの研究成果

ひきこもり支援の中で、求められる早期予防支援での具体的方法としては、障害のある子どもに対する保護者の思いの汲み取りを意識しながら、相談主訴と相談ニーズのギャップ理解を十分に考慮したうえでの相談対応を心掛ける必要がある。また、保護者が子どもの障害への気づきから相談に訪れ、具体的支援につながった後も支援の有効性と実効性への信頼獲得のために、当事者や保護者

に対して年齢に区切られない継続的なかわりを行う必要がある。また、支援につながりにくい場合は家庭が抱えているかもしれない他の生活上の困難さに目を向けながら家族も含めた包括的な視点でかかわることが重要になる。

ひきこもり支援機関は、予防支援において支援機関が求める学校との連携ニーズがあり、学校に対して子どもと支援機関との橋渡しや学校との信頼関係づくりを求めている。しかし、支援機関が学校と連携することを求めているも、学校には他の虐待や非行ケース等に対して特に優先的にかかわらざるを得ない子どもが多く在籍している状況などから、問題が表出していない子どもへの予防支援の困難さがある。また、学校側が他の社会資源との連携に積極的ではなかったり、どのように連携すればよいのかなど迷いが生じていたり支援につながれない学校現場の現状がある。それらは学校の課題であると捉えられる。その他には学校組織課題として学校間の連携や引継ぎなど教育分野内での連携不足から支援機関に結びつかない現状や、学校教育の画一性が与える子どもへの影響が大きいことから校内資源の多様性の確保が重要となる。

(2) 障害の気づきからのSSWの展開

1) 学校での子どもの障害の気づきから、それを親に対して指摘することは小中高等学校のどの校種でも共通したもとして存在している。揺れ動く親や子どもの状態を捉えることがSSWにとって求められてくる。学校から子どもの障害を指摘されてから、どのようにそれと向き合っていくかにおいて、障壁となることとして、生活困難と子どもの障害に向き合えない環境が指摘される。それが子どもの今後を大きく左右することになり、生活困難に伴う相談意欲の低下によって、子どものニーズを充足するに至る過程はより長いものになる可能性がある。更に、親が子どもの障害に向き合う中で、その受け入れ難さから、親の思いが優先され、子どもが望む学校での個別の配慮などに結びつかない現実がある。また、親自身が、学校に具体的な手立てを求めたとしても、親以外の家族の反対により特別支援学級への入級等、個別配慮が子ども本人に届かない状況になることもある。子どもの最善の利益をどのように保障するのか、子どもの思いの代弁をどのように図るのか、という視点と共に、SSWや学校教職員は、「親の障害受容」という視点のみに向き合うのではなく、「家族の障害受容」を意識した働きかけが求められる。

2) 障害についての指摘後の支援課題では、共通した課題として、学校が向き合うこととの限界がある。親の協力が得られないなかでの対応の限界があることで、SSWや教員が思い描く取り組みに結びつかない現実が学校現

場には多く存在し、それが課題として各校種で活動するSSWの中に浮かび上がる。SSWがそれぞれの学校在籍期間で障害受容を目的として活動することはそもそも困難なことであり、SSWの課題は、現状の小中高等学校での縦割りの中での活動を前提とすれば、自ずと表出されるものとして捉えることができる。

一方で、子ども自身が現状において困っている状況にあれば、そのままにはできない。そこでは子どもの利益を保障することが求められる。その対応として高等学校では、中学校との積極的な関係形成と親の同意を得ながら、子どもの情報を中学校から十分に引き継ぐことをSSWや特別支援教育との連携の中で実践している。それにより子ども本人に対する直接的な支援が実施されている。また引継ぎなどの連携においては特別支援教育を受け、個別の教育支援計画のある子どもだけでなく、障害の可能性があり学校現場で気になる段階の子どもに関しても、次の学校ステージにその情報をつないでくことが求められる。原則学校間や関係機関との引継ぎには親の同意を得ることが前提ではあるが、あくまでも子どもの利益を保障するための情報の引継ぎや連携のあり方を検討する必要がある。それぞれの学校の年限では、子どもや親、家族が障害に向き合う時間としては短いものとして捉え、それぞれのステージで完結する認識ではなく、卒業後も視野に入れた親や子どもの生活を軸に取り組むことが求められる。

3) 障害の可能性を親に指摘することの不安が教職員にあり、それが躊躇される現状がある。学校から親に対する子どもの障害の指摘は、親や子どもにとっては医師からの障害告知と同様に捉えることができる。その際には、学校側の親や子どもへのサポート体制の準備と共に、担当する教職員を支援する体制づくりが求められるだろう。

これは従前の校内委員会やケース会議という位置づけのものではなく、子どもの障害の可能性を感じた際に、校内でそれをどのように捉え、子どもや親に対してどのような支援していくのかということを検討するための、明確な目的を持った体制づくりである。

乳幼児期においては母子保健法により、各市町村で障害の早期発見と共に、子育て支援や生活支援も含めた親や子どもに求められる支援が提供されるように保健・医療・福祉・心理・教育が連携し、子どもと親にとって身近な環境の中でさまざまな支援がなされている。

乳幼児期だけでなく子どもやその親にとって身近な学校の中でその気づきがあった際に、必要な支援に早期につながるよう、メゾレベルでの学校内の支援体制づくりを行い、まずは教育、福祉、心理等の視点からアセスメントを実施し、ニーズをできる限り明

確にしたうえで対応を進める必要がある。そして、そのためには、SSW が特別支援教育との連携が系統的に展開できるようその体制づくりに関与していくべきである。また、この取り組みは、それぞれの学校ステージでの個別の教育支援計画作成への SSW の関与や、子どもたちが次の生活ステージで安心して生活できるよう、適切につなぐ役割を担う起点になり得るだろう。また、このような SSW の対応は、生活の視点を包含していない日本の特別支援教育の曖昧さを取り払うことにつながる可能性をも持ち合わせるものであると考える。

引用文献

・兵藤啓子(2011)『担任ができる特別支援教育ガイド 発達障害の気づきから支援体制まで』学事出版

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

山中徹二、障害の気づきから展開されるスクールソーシャルワークの実践と役割、学校ソーシャルワーク研究、査読有、2018年6月未現在発行月未定

〔学会発表〕(計 1 件)

山中徹二、軽度知的障害児へのひきこもり予防支援方法の検討、第64回日本社会福祉学会秋季大会、ポスター発表、2016年

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山中 徹二 (YAMANAKA, Tetsuji)
大阪人間科学大学・人間科学部・助教
研究者番号：90712430

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

金澤 ますみ (KANAZAWA, Masumi)